

北海学園大学法学部規則

(趣 旨)

第1条 北海学園大学法学部（以下「法学部」という。）の学生及び法学部の特定の授業科目を履修する者（以下これらを「法学部の学生等」という。）に関して必要な事項については、北海学園大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、学則第3条第2項の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(教育研究目的)

第1条の2 法学部は、1部と2部にそれぞれ法律学科と政治学科の2学科をおく。

2 法律学科及び政治学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

(1) 法律学科

本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会のさまざまな問題に対し、法律学・政治学などに関する幅広い見識に基づき、法的思考を用いて、主体的に立ち向かうことのできる学生を育成するとともに、わが国及び国際社会における法的紛争を予防し解決するために必要とされる総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(2) 政治学科

本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会のさまざまな問題に対し、政治学・法律学などに関する幅広い見識に基づき、政治学的思考を用いて、主体的に立ち向かうことのできる学生を育成するとともに、わが国及び国際社会における多様な政治現象に対する総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(学科への所属)

第2条 法学部1部に入学した学生は、別に定める選考基準により、教授会の議を経て、2年次から1部法律学科又は1部政治学科に所属する。

2 法学部2部に入学した学生は、別に定める選考基準により、教授会の議を経て、2年次から2部法律学科又は2部政治学科に所属する。

(転 部)

第3条 法学部の学生が1部から2部へ、又は2部から1部へ転部を志願する場合において、教授会の議を経て、転部を許可することができる。

(転学科)

第4条 法学部の学生が法律学科から政治学科へ、又は政治学科から法律学科へ転学科を志願する場合において、教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

(学籍異動)

第5条 法学部の学生の学籍異動に関する事項については、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業科目)

第6条 次の各号に掲げる法学部の学生は、それぞれ当該各号に定める授業科目を履修することができる。ただし、履修登録する年度において開講されない授業科目は、この限りではない。

(1) 1部の1年次学生 学則別表5(1)又は同表5(2)に掲げる1年次配当の授業科目

(2) 1部法律学科の学生 学則別表5(1)に掲げる授業科目

(3) 1部政治学科の学生 学則別表5(2)に掲げる授業科目

(4) 2部の1年次学生 学則別表6(1)又は同表6(2)に掲げる1年次配当の授業科目

(5) 2部法律学科の学生 学則別表6(1)に掲げる授業科目

(6) 2部政治学科の学生 学則別表6(2)に掲げる授業科目

2 学則別表5(1)に掲げる1年次配当の授業科目と同表5(2)に掲げる1年次配当の授業科目との間において授業科目名の同一のものは、1つの授業科目とする。学則別表6(1)に掲げる1年次配当の授業科目と同表6(2)に掲げる1年次配当の授業科目との間においても、同様とする。

3 学則別表5の留学生科目(外国人留学生・海外帰国学生)に掲げる授業科目は、外国人留学生又は海外帰国生徒のための特別入学試験によって入学を許可された学生を除き、履修することができ

ない。これらの学生で学部長が必要と認めた者は、この科目のうちから1又は複数の授業科目を履修しなければならない。

(単位数の計算方法)

第7条 学則別表5及び同表6の1群(基盤科目)の言語のうち文化及び演習については、学則第20条第2号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

2 学則別表5及び同表6の3群(基礎教育演習)9群(専門演習)及び10群(講読)の授業科目、並びに同表5の留学生科目(外国人留学生・海外帰国学生)のうち演習については、学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

3 学則別表5及び同表6の自由科目のうちインターンシップ及びNPOインターンシップについては、学則第20条第4号ただし書の規定により、30時間の授業をもって1単位とする。

4 学則別表5及び同表6の自由科目のうちキャリア・ガイダンスについては、学則第20条第1号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

(2部学生の1部科目履修)

第8条 法学部2部の1年次学生は、履修要項の定めるところにより、学則別表6(1)又は同表6(2)に掲げる1年次配当の授業科目を1部において履修することができる。

2 2部法律学科の学生は、履修要項の定めるところにより、学則別表6(1)に掲げる授業科目を1部において履修することができる。

3 2部政治学科の学生は、履修要項の定めるところにより、学則別表6(2)に掲げる授業科目を1部において履修することができる。

(大学院学生の履修)

第9条 学部長は、願い出により、北海学園大学大学院の学生に法学部の授業科目の履修を許可することができる。

(履修許可)

第10条 法学部の学生等は、別段の定めのある場合を除き、学年の始めに、その年度に履修しようとする授業科目を願い出で、学部長の許可を受けなければならない。

(履修要項その他の定め)

第11条 授業科目の履修制限、履修登録手続その他の履修に関する事項は、この規則に定めるもののほか、履修要項その他別に定めるところによる。

(試験及び成績の評価)

第12条 試験は、原則として、その授業科目の授業の終了した学期末毎に行う。

2 予め定められた試験の期日に受験できなかった法学部の学生等で、所定の手続を経て学部長の許可を受けた者については、その受験できなかった授業科目の試験を別の期日に行うことがある。

3 やむをえない事情があるときは、教授会の議を経て、臨時に試験を行うことができる。

4 試験及び成績の評価は、この規則に定めるもののほか、履修要項その他別に定めるところによる。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、学部長が教授会の議を経て行う。

(卒業研究)

第14条 卒業研究を履修しようとする法学部の学生は、その指導を受けようとする教員の許可を受けて、履修登録の手続を行わなければならない。

2 卒業研究は、前項の許可を与えた教員の指導の下に行う。

3 卒業研究の単位修得の認定は、指導教員による卒業研究の成果の評価に基づき、教授会の議を経て行う。

(他学部で修得した単位の扱い)

第15条 法学部の学生が学則第19条の規定により他学部の授業科目を履修することによって修得した単位は、法学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他大学等で修得した単位及び学修の単位認定)

第16条 学則第24条第2項及び同第25条第1項の規定による単位認定に関する手続及びその基準は、別に定める。

(入学前修得単位等の単位認定)

第17条 学則第26条第1項及び第2項の規定による単位認定、並びに転学部、転部又は転学科を許可

された学生の既修得単位についての単位認定に関する手続及びその基準は、別に定める。

(卒業要件)

第18条 学部長は、教授会の議を経て、次の各号に掲げる学科の学生がそれぞれ当該各号のイからニまでに定める卒業に必要な単位を修得したことを認定する。

(1) 1部法律学科

イ 学則別表5(1)の4群(入門講義)から6群(法律学基礎講義)までの授業科目から24単位以上

ロ 学則別表5(1)の4群(入門講義)から7群(法律学専門講義)までの授業科目から52単位以上

ハ 学則別表5(1)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ニ 学則別表5(1)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

(2) 1部政治学科

イ 学則別表5(2)の4群(入門講義)から7群(政治学専門講義)までの授業科目から44単位以上

ロ 学則別表5(2)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表5(2)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

(3) 2部法律学科

イ 学則別表6(1)の4群(入門講義)から6群(法律学基礎講義)までの授業科目から24単位以上

ロ 学則別表6(1)の4群(入門講義)から7群(法律学専門講義)までの授業科目から52単位以上

ハ 学則別表6(1)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ニ 学則別表6(1)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

(4) 2部政治学科

イ 学則別表6(2)の4群(入門講義)から7群(政治学専門講義)までの授業科目から44単位以上

ロ 学則別表6(2)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表6(2)の1群(基盤科目)から14群(関連講義)までの授業科目から128単位以上

2 学則別表5の留学生科目(外国人留学生・海外帰国学生)の修得単位は、前項第1号及び第2号の定める単位の計算について、2群(教養科目)の授業科目の修得単位とみなす。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則は、学則附則第2項各号に掲げる者に適用しない。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年4月1日前の入学者については従前の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年4月1日前に入学した者(1年次在学中に休学し、平成17年4月1日以降に復学をした者を除く。)並びに平成17年度及び平成18年度に編入学した者等については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。